

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号
株式会社ETSホールディングス
取締役社長 三 森 茂

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年12月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月21日（金曜日）午前10時【受付 午前9時30分 開始】
2. 場 所 東京都新宿区大久保2-8-3
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室
(末尾記載の[株主総会会場ご案内図]をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第103期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ets-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ets-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。
①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表
株主総会招集ご通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

事業報告

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用環境の改善が続いており、個人消費も底堅く推移するなど緩やかな景気回復基調で推移したものの、米国新政権の今後の政策内容や保護主義傾向への懸念や中国をはじめアジア新興国の景気減速への懸念など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資・民間設備投資とも底堅い動きで推移しておりますが、熾烈な受注競争に加え、慢性的な技術者不足が続くなど依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、工事量と利益確保の経営方針を継続し、グループを挙げて営業活動を積極的に展開するとともに、利益率向上を目標に、コスト削減・施工管理の徹底・施工方法の効率化などに取り組んでまいりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【電気工事業】

(送電事業部門)

送電事業においては、発注元である電力会社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、発電コストの上昇等による送配電設備に対する投資は厳しさを増しております。

そのようななか、東北電力株式会社の発注工事を中心にした受注の確保に全力を尽くした結果、受注高は18億2千2百万円(前連結会計年度比14.1%増)となり、完成工事高は15億3千2百万円(前連結会計年度比15.6%減)となりました。

(設備事業部門)

設備事業においては、メガソーラー工事の減少が顕著化するなかで、再生可能エネルギー発電所における特別高圧変電所工事に注力した結果、受注高は31億8百万円(前連結会計年度比8.1%減)、完成工事高は37億2千8百万円(前連結会計年度比26.1%増)と前連結会計年度となりました。

【建物管理・清掃業】

(建物管理・清掃事業部門)

建物管理・清掃事業においては、積極的な営業活動を展開した結果、売上高はセグメント間取引売上高を含め、9億8千万円(前連結会計年度比35.3%増)となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は、49億3千万円（前連結会計年度比0.9%減）、売上高は62億4千1百万円（前連結会計年度比13.5%増）となりました。

また、営業利益は1億8千4百万円（前連結会計年度比51.7%減）、経常利益は1億8千万円（前連結会計年度比58.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1億5百万円（前連結会計年度比48.3%減）となりました。

企業集団の受注高及び完成工事高

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度受注高	当連結会計年度完成工事高
電 気 工 事 業	4,930	5,261
建物管理・清掃業	—	980
合 計	4,930	6,241

- (注) 1. 当社グループでは、電気工事業以外は受注生産を行っておりません。
2. 事業区分間の取引については、相殺消去しております。

当社の受注高及び完成工事高

(単位：百万円)

区 分		前事業年度 繰越高	当事業年度 受注高	当事業年度 完成工事高	次事業年度 繰越高
電 気 工 事 業	電力事業部門	591	1,822	1,532	881
	設備事業部門	2,778	3,108	3,728	2,157
合 計		3,369	4,930	5,261	3,039

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 100 期 (2015年9月期)	第 101 期 (2016年9月期)	第 102 期 (2017年9月期)	第 103 期 (当連結会計年度) (2018年9月期)
売 上 高	3,382	6,470	5,497	6,241
経常利益又は経常損失(△)	△102	219	432	180
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△379	233	203	105
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△59.59円	36.58円	31.89円	16.50円
総 資 産	2,766	4,249	3,649	4,110
純 資 産	1,696	1,903	2,075	2,148

(注) 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 100 期 (2015年9月期)	第 101 期 (2016年9月期)	第 102 期 (2017年9月期)	第 103 期 (当事業年度) (2018年9月期)
受 注 高	3,594	7,324	4,977	4,930
完 成 工 事 高	2,642	5,556	4,773	5,261
経常利益又は経常損失(△)	△174	152	398	206
当期純利益又は当期純損失(△)	△395	161	486	163
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△62.07円	25.37円	76.43円	25.59円
総 資 産	2,385	3,843	3,527	4,032
純 資 産	1,462	1,599	2,053	2,185

(注) 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、国内景気は引き続き底堅く推移していくことが期待されますが、海外経済の景気減速への懸念などにより先行きに不透明感がでてきており、今後の経済情勢は予断を許さない状況で推移するものと考えております。

建設業界におきましては、引き続き公共投資、民間投資が見込まれるものの一方、技能労働者不足は一層深刻化しており、建設コストの更なる高騰も懸念されるなど、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のなか、当社グループは、引き続きコア事業の更なる強化を図るとともに、関連する分野への挑戦、地域に密着した事業活動を継続し、お客様のニーズにお応えできる当社独自の提案営業を積極的に展開し、受注・売上確保・拡大を図ってまいります。

また、経験を積んだ社員や熟練した技能工の採用や若手社員の育成・研修の強化による既存社員の技術水準の底上げを図り、良質な設備投資案件の受注に注力し、高度な施工技術力を維持向上するなどにより、競争力を高め、企業体質の一層の強化に取り組んでまいります。より強い企業となるためになすべき施策は限りがありません。このことを肝に銘じ、なお一層の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞより一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合	主要な事業内容
アムス・インターナショナル株式会社	親会社	33.91 %	サブリース事業
徳原 榮 輔	—	14.12 %	—
アムスホテルズ株式会社	—	4.71 %	旅館業
株式会社カンナリゾートヴィラ	—	4.71 %	旅館業
有限会社湯畑開発	—	4.71 %	旅館業

- (注) 1.親会社等の議決権所有割合の計算は、2018年9月30日時点の自己株式を除いた総議決権数63,690個を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。
2.当社子会社である株式会社東京管理は、通常の商取引により親会社より建物維持管理を受注しております。

アムス・インターナショナル株式会社の所有する当社議決権の割合が33.91%、及び共同保有者である同社代表取締役を務める徳原榮輔氏の所有する当社議決権の割合が14.12%、徳原榮輔氏が代表取締役を務める株式会社カンナリゾートヴィラの所有する当社議決権の割合が4.71%、同じく徳原榮輔氏が代表取締役を務める有限会社湯畑開発の所有する当社議決権の割合が4.71%、同じくアムス・インターナショナル株式会社の代表取締役徳原淳子氏が代表取締役を務めるアムスホテルズ株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、合計で当社議決権の割合が62.16%となり、当社の親会社に該当することになります。

アムス・インターナショナル株式会社は、サブリース事業、不動産流通事業、建物維持管理事業を営んでおります。

② 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社は、次の1社であります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社東京管理	30百万円	100%	建物管理・清掃業

③ 重要な企業結合の成果

当社の企業集団は、上記②記載の連結子会社1社であります。当連結会計年度の売上高は62億4千1百万円（前連結会計年度比13.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億5百万円（前連結会計年度比48.3%減）となりました。

(8) 主要な事業内容 (2018年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

電気工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
鋼構造物工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
土木工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
電気通信工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
とび・土工工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
建築一式工事	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
大工工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
左官工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
石工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
屋根工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
タイル・レンガ・ブロック工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
鉄筋工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
板金工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
ガラス工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
防水工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
内装仕上工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
熱絶縁工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
建具工事業	(国土交通大臣許可	特定-30・第2837号)
塗装工事業	(国土交通大臣許可	一般-30・第2837号)
消防施設工事業	(国土交通大臣許可	一般-30・第2837号)
測量業	(国土交通大臣登録	(6) -19407号)

建設業：株式会社東京管理

建築工事業 (都知事許可 特定-29・第139653号)

建物管理業：株式会社東京管理

マンション管理業者 (国土交通大臣 (3)第030385号)
一級建築士事務所 (東京都 第50433号)
消防設備業 (豊島消防署 第7号)

(9) 主要な事業所 (2018年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

- イ. 本社 (東京都豊島区)
- ロ. 事業本部 東北送電事業本部 (宮城県仙台市)
- ハ. 事業部 中部送電事業部 (愛知県名古屋市)
- 二. 営業所 関西営業所 (大阪府大阪市)
石巻営業所 (宮城県石巻市)

建物管理業：株式会社東京管理

本社 (東京都豊島区)

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数 (2018年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比
148名	増3名

(注) 従業員数には、非常勤顧問(2名)は含んでおりません。

② 当社の従業員数 (2018年9月30日現在)

区分	従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
男性	103名	増3名	39.4才	8.0年
女性	14	増1	38.1	5.4
合計又は平均	117	増4	39.3	7.7

(注) 1. 従業員数には、非常勤顧問(2名)は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、非常勤顧問(2名)及び常勤嘱託(5名)を含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2018年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社 きらぼし銀行	200百万円
株式会社 三井住友銀行	100百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年9月30日現在)

株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000 株
 (2) 発行済株式の総数 6,375,284 株
 (3) 株主数 9,126 名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
アムス・インターナショナル株式会社	2,159,600株	33.91%
徳原 榮輔	899,200	14.12
アムスホテルズ株式会社	300,000	4.71
株式会社カンナリゾートヴィラ	300,000	4.71
有限会社湯畑開発	300,000	4.71
加山 雅恵	125,000	1.96
深井 方子	121,500	1.90
第一生命保険株式会社	79,200	1.24
齋賀 裕樹	44,000	0.69
朝生 利雄	39,100	0.61

(注) 表中の持株比率の計算は、2018年9月30日時点の自己株式数6,277株を除いた総株式数6,369,007株を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2018年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	三 森 茂	
取 締 役	中 澤 文 雄	経理部長
取 締 役	徳 原 博 光	営業本部長
取 締 役	伊 藤 公 一	設備事業本部長
取 締 役	松 井 一 彦	生産管理部長兼資材部長
取 締 役	神 原 範 昭	東北送電事業本部長
取 締 役	宮 崎 貞	安全工学株式会社 代表取締役 株式会社ブイシンク 社外監査役
取 締 役	宮 沢 忠 彦	関谷法律事務所
常 勤 監 査 役	佐 藤 隆	
監 査 役	西 片 大	税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役
監 査 役	佐 野 洋 二	MOS 合同法律事務所

- (注) 1. 取締役宮崎 貞、宮沢 忠彦の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西片 大、佐野 洋二の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役宮崎 貞氏、取締役宮沢 忠彦氏、監査役西片 大氏及び監査役佐野 洋二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役西片 大氏は公認会計士、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役佐野 洋二氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	41,286千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,048千円 (4,008千円)
合 計	11名	50,334千円

- (注) 1.期末在籍の役員の数(取締役8名(社外取締役2名含む)及び監査役3名(社外監査役2名含む))であります。
- 2.期末在籍の使用人兼務取締役5名を含む当事業年度に在任していた使用人兼務取締役5名の報酬等の額は、役員報酬に加え、使用人分給与を支給しております。その総額は、27,990千円であります。
- 3.1993年12月22日開催の第78期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額1,700万円以内、監査役の報酬限度額を月額170万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	宮 崎 貞	安全工学株式会社 代表取締役 株式会社ブイシंक 社外監査役
取 締 役	宮 沢 忠 彦	関谷法律事務所
監 査 役	西 片 大	税理士法人グローバル・パートナーズ 代表社員 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング 取締役
監 査 役	佐 野 洋 二	MOS 合同法律事務所

- (注) 1.当社と安全工学株式会社及び株式会社ブイシंकとは事業上の取引はありません。
- 2.当社と関谷法律事務所とは事業上の取引はありません。
- 3.当社と税理士法人グローバル・パートナーズ及び株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティングとは事業上の取引はありません。
- 4.当社とMOS 合同法律事務所とは事業上の取引はありません。

- ② 特定関係事業者との関係
特記すべき事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	宮 崎 貞	当該事業年度開催取締役会13回の全てに出席しております。主にコーポレートガバナンス・コンプライアンス等に対して独立役員として中立の見地からの発言を行っております。
取 締 役	宮 沢 忠 彦	当該事業年度開催取締役会13回全てに出席しております。主にコーポレートガバナンス・コンプライアンス等に対して独立役員として中立の見地からの発言を行っております。
監 査 役	西 片 大	当該事業年度開催取締役会13回全てに出席しております。また、当該事業年度開催監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	佐 野 洋 二	当該事業年度開催取締役会13回中12回に出席しております。また、当該事業年度開催監査役会に13回中12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 額	親会社等又は当該親会社等の子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4 名	11,208千円	－ 千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15,000 千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 15,000 千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

- ③ 監査役会は会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、1992年に《企業理念》及び《行動指針》を制定し、企業活動の指針としています。この指針に基づいて取締役および使用人一人一人が法令を遵守し、倫理観をもって行動することに努めておりますが、今後さらに徹底します。

また社会の秩序や当社グループ及びその役員・社員に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書規程」により、取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録および稟議書など）を文書または電磁的媒体に記録し、保存します。また常時これらを閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を含むグループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理規程」の定めにより「リスク管理委員会」を設置し、リスクの未然防止、迅速に対応する体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を月1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要な項目について審議し、意思決定を行っています。また、事業部会議、部長会を定期的に開催し、各部門の目標達成に向け、具体策を討議および立案のうえ実行しています。

(5) 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理および指導を行うとともに、《企業理念》に基づき企業集団の業績向上、事業の発展を目指しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助する従業員の人事異動・懲戒処分には、監査役会の承認を得るものとします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は取締役会に監査役の出席を求め、報告します。
- ② その他取締役から監査役に報告する事項が生じた場合は必要に応じて報告します。

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長・監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催します。

(10) 信頼性のある財務報告を確保するための体制

信頼性のある財務報告を確保するため「内部統制実施基準」を制定し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自らが評価し、不備については適時に是正する体制を構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取組を行っております。

① 反社会的勢力排除に対する取組

当社は、反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。また、適宜反社会的勢力に対する情報を社内でも共有しております。また、取引先を対象とする調査を適宜行い、基本契約または覚書を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力防止条項を盛り込み、反社会的勢力の排除に努めております。

② 損失の危機の管理に対する取組

内部統制に関する委員会でも年に1回はリスクの見直しを行っております。

③職務執行の適正性及び効率的に行われている事に対する取組

業務分掌規程の改定及び業務執行部門責任者の任命は、取締役会にて実施しており、組織の改廃等に応じて適宜実施しております。また、経営に係る重要な意思決定は、毎週行われる経営会議による審議を経て取締役会に附議しております。取締役8名のうち2名は社外取締役、監査役3名のうち2名は社外監査役で構成されており、社外取締役、社外監査役は取締役会に出席し、随時必要な意見の表明を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保されております。また、監査役3名は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

④コンプライアンスに対する取組

当社グループでは、入社時の社内研修での教育等の研修や教育の機会を利用し、コンプライアンス教育を行い、法令及び社内規定を遵守するための取組を継続的に行っております。

⑤当社グループにおける業務の適正性に対する取組

当社グループに関しては、適宜開催される会議において報告事項ならびに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

内部監査部門は、各業務執行部門及びグループ会社の監査を定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告し、指摘事項の改善状況等を管理しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われる事に対する取組

監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、業務の意思決定ならびに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査役監査を定期的に行っております。

監査役と内部監査部門及び監査法人は、それぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。また、監査役から業務補助を行うスタッフの要請があった場合、職務執行の補助要員を配置します。

各監査役は、監査役業務補助スタッフへ直接指揮命令を行うことができます。また、当社及びグループ会社の役員、社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）が当社の内部統制に関する事項について重要事項が生じた場合は、担当窓口に対し報告するものとします。報告者に対しては、報告を理由とした不当な取扱いが行なわれないよう「公益通報者保護規程」に従い運用いたします。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,500,067	流 動 負 債	1,869,002
現金預金	1,076,356	工事未払金	1,297,278
受取手形・完成工事未収入金等	1,964,668	短期借入金	300,000
未成工事支出金	130,019	未払法人税等	11,821
未収法人税等	11,077	未払消費税等	10,544
未収消費税等	226,135	未成工事受入金	92,607
繰延税金資産	47,140	賞与引当金	12,465
その他	46,309	工事損失引当金	3,163
貸倒引当金	△1,638	完成工事補償引当金	1,210
固 定 資 産	610,428	その他	139,911
有 形 固 定 資 産	521,420	固 定 負 債	93,051
建物・構築物	88,015	退職給付に係る負債	71,911
機械・運搬具	76,683	再評価に係る繰延税金負債	6,163
工具器具・備品	28,679	その他	14,975
土地	328,042	負 債 合 計	1,962,054
無 形 固 定 資 産	16,130	純 資 産 の 部	
のれん	2,893	株 主 資 本	2,324,606
その他	13,236	資本金	989,669
投 資 そ の 他 の 資 産	72,877	資本剰余金	763,694
投資有価証券	50,000	利益剰余金	573,182
繰延税金資産	699	自己株式	△1,940
その他	29,972	その他の包括利益累計額	△176,165
貸倒引当金	△7,795	土地再評価差額金	△176,165
		純 資 産 合 計	2,148,441
資 産 合 計	4,110,495	負 債 純 資 産 合 計	4,110,495

連結損益計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	5,261,213	
不 動 産 管 理 売 上 高	980,041	6,241,254
売 上 原 価	4,469,452	
不 動 産 管 理 売 上 原 価	736,898	5,206,350
売 上 総 利 益	791,761	
不 動 産 管 理 売 上 総 利 益	243,142	1,034,903
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		850,522
営 業 利 益		184,381
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	242	
匿 名 組 合 投 資 利 益	1,800	
そ の 他	2,111	4,154
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,634	
支 払 保 証 料	293	
そ の 他	3,005	7,933
経 常 利 益		180,601
特 別 損 失		
減 損 損 失	32,204	32,204
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		148,397
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30,379	
法 人 税 等 調 整 額	12,938	43,317
当 期 純 利 益		105,080
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		105,080

連結株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2017年10月1日残高	989,669	763,694	499,947	△1,911	2,251,400
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△31,845		△31,845
親会社株主に帰属する 当期純利益			105,080		105,080
自己株式の取得				△29	△29
当連結会計年度変動額合計	—	—	73,235	△29	73,205
2018年9月30日残高	989,669	763,694	573,182	△1,940	2,324,606

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2017年10月1日残高	△176,165	△176,165	2,075,235
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△31,845
親会社株主に帰属する 当期純利益			105,080
自己株式の取得			△29
当連結会計年度変動額合計	—	—	73,205
2018年9月30日残高	△176,165	△176,165	2,148,441

貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,299,192	流 動 負 債	1,757,318
現金預金	983,841	工事未払金	1,258,922
完成工事未収金	1,887,688	短期借入金	300,000
未成工事支出金	129,961	未成工事受入金	92,607
未収法人税等	11,077	未払法人税等	11,458
未収消費税等	226,135	未払費用	25,780
繰延税金資産	45,884	預り金	13,067
その他	14,622	賞与引当金	12,398
貸倒引当金	△18	工事損失引当金	3,163
固 定 資 産	733,376	完成工事補償引当金	1,210
有 形 固 定 資 産	520,596	その他	38,708
建物・構築物	88,015	固 定 負 債	90,125
機械・運搬具	76,503	退職給付引当金	68,985
工具器具・備品	28,035	再評価に係る繰延税金負債	6,163
土地	328,042	その他	14,975
無 形 固 定 資 産	11,782	負 債 合 計	1,847,443
電話加入権	441	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	11,340	株 主 資 本	2,361,290
投 資 そ の 他 の 資 産	200,997	資 本 金	989,669
関係会社株式	180,000	資 本 剰 余 金	763,694
その他	20,997	資 本 準 備 金	247,417
		その他資本剰余金	516,277
		利 益 剰 余 金	609,866
		その他利益剰余金	609,866
		繰越利益剰余金	609,866
		自 己 株 式	△1,940
		評価・換算差額等	△176,165
		土地再評価差額金	△176,165
		純 資 産 合 計	2,185,125
資 産 合 計	4,032,568	負 債 純 資 産 合 計	4,032,568

損益計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		5,261,213
完 成 工 事 原 価		4,469,538
完 成 工 事 総 利 益		791,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		580,027
営 業 利 益		211,647
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	243	
そ の 他	1,299	1,543
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,634	
支 払 保 証 料	293	
そ の 他	1,537	6,465
経 常 利 益		206,725
税 引 前 当 期 純 利 益		206,725
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,627	
法 人 税 等 調 整 額	9,093	43,720
当 期 純 利 益		163,004

株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
2017年10月1日残高	989,669	247,417	516,277	763,694	478,706	△1,911	2,230,160
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△31,845		△31,845
当 期 純 利 益					163,004		163,004
自己株式の取得						△29	△29
当期変動額合計	—	—	—	—	131,159	△29	131,129
2018年9月30日残高	989,669	247,417	516,277	763,694	609,866	△1,940	2,361,290

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2017年10月1日残高	△176,165	△176,165	2,053,995
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△31,845
当 期 純 利 益			163,004
自己株式の取得			△29
当期変動額合計	—	—	131,129
2018年9月30日残高	△176,165	△176,165	2,185,125

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年11月21日

株式会社 E T S ホールディングス
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

指定社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 一紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 E T S ホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E T S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年11月21日

株式会社 E T S ホールディングス
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

指定社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 一紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 E T S ホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月22日

株式会社 E T S ホールディングス 監査役会

常勤監査役	佐藤	隆
社外監査役	西片	大
社外監査役	佐野	洋二
		以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力及び財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績及び経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

第103期につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 : 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
: 当社普通株式1株につき金5円 配当総額31,845,035円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 : 2018年12月25日
なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	ミヅモリ シゲル 三 森 茂 (1949年1月21日生) 《再任候補者》	1978年5月 マルミ電気株式会社 代表取締役社長 1986年11月 株式会社東京管理サービス(現アムス・インターナショナル株式会社) 入社 1992年3月 株式会社東京管理(現アムス・インターナショナル株式会社) 専務取締役 2005年9月 アムス・インターナショナル株式会社 代表取締役社長 2012年7月 当社 顧問 2012年12月 代表取締役社長(現任) 現在に至る	15,400 株
<p>■取締役候補者とした理由 三森 茂氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり会社経営者として経営に携わっており、豊富な経験に基づき、当社グループの事業成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るとともに、当社グループ全体の監督を行うことに適していると期待したからであります。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	ナカザワ フミオ 中澤 文雄 (1958年8月24日生) 《再任候補者》	1979年4月 上田卸商業協同組合入社 1980年7月 株式会社信和入社 1988年10月 明和株式会社入社 1996年4月 株式会社東京管理(現アムス・インターナショナル株式会社)入社 2007年2月 アムス・インターナショナル株式会社監査役 2012年8月 アムス・インターナショナル株式会社経営戦略室 2012年12月 当社監査役 就任 2013年10月 当社監査役 辞任 2013年10月 アムス・インターナショナル株式会社 退社 2013年11月 当社 経理担当 2013年12月 常務取締役管理本部長兼経理部長 人事担当 2014年12月 常務取締役管理本部長兼経理部長兼人事部長兼システム管理部長 2016年12月 常務取締役管理部長 2017年12月 取締役経理部長 (現任) 現在に至る	1,200 株
■取締役候補者とした理由 中澤 文雄氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり経理部門の業務に携わり、また、役員としても経営に携わっており、その豊富な経験に基づき、当社グループ全体の会計の透明性を図ることに適していると期待したからであります。			
3	トフハラ ヒロミツ 徳原 博光 (1970年1月27日生) 《再任候補者》	1988年4月 三徳ステンレス 入社 1995年9月 株式会社ジョイント・コーポレーション 入社 2006年4月 株式会社ジョイント・コーポレーション マンション事業部次長 2008年1月 株式会社ジョイント・コーポレーション 営業推進部長 2010年8月 日本総合サービス株式会社 入社 2012年1月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2013年12月 当社入社 経営戦略室 営業部長 兼購買部長 2015年7月 営業本部 本部長代理 2015年12月 取締役営業本部長 2016年12月 取締役営業部長 (現任) 現在に至る	一 株
■取締役候補者とした理由 徳原 博光氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり営業部門の業務に携わり、また、役員としても経営に携わっており、その豊富な経験に基づき、当社グループ事業の成長を図ることに適していると期待したからであります。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	マツイ カズヒコ 松井 一彦 (1944年10月11日生) 《再任候補者》	1967年 4 月 三井建設株式会社(現三井住友建設株式会社)入社 2001年 4 月 三井建設株式会社(現三井住友建設株式会社)東北支店長 2003年 4 月 三井住友建設株式会社北海道支店長 2004年 6 月 三井住友建設株式会社役員待遇北海道支店長 2006年 4 月 東京建設株式会社(現SMCシビルテクノス株式会社)顧問 2006年 6 月 東京建設株式会社(現SMCシビルテクノス株式会社)社長 2008年 6 月 東京建設株式会社(現SMCシビルテクノス株式会社)顧問 2009年 10月 東京建設株式会社(現SMCシビルテクノス株式会社)退社 2015年 10月 当社入社 顧問 2015年 12月 取締役生産管理本部長 2016年 12月 取締役生産管理部長 2017年 12月 取締役生産管理部長兼資材部長 (現任) 現在に至る	700 株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>松井 一彦氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり総合建設業に従事しており、また、役員としても経営に携わっており、その豊富な経験に基づき、当社グループ事業の成長を図ることに適していると期待したからであります。</p>			
5	サカキハラ ノリアキ 神原 範昭 (1955年8月17日生) 《再任候補者》	1978年 4 月 当社入社 外線部 工事課 1981年 4 月 大阪支社(現 関西営業所) 外線課 1991年 4 月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 電力課副長 1999年 11月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 工事課長 2010年 4 月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 副支社長兼工事課長 2011年 4 月 仙台支社 (現 東北送電事業本部) 副支社長 2012年 4 月 執行役員 仙台支社長 2016年 12月 取締役仙台送電事業部長 2017年 12月 取締役東北送電事業本部長 (現任) 現在に至る	3,900 株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>神原 範昭氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社送電部門の業務に従事しており、また、役員としても経営に携わっており、その豊富な経験に基づき、当社グループ事業の成長を図ることに適していると期待したからであります。</p>			

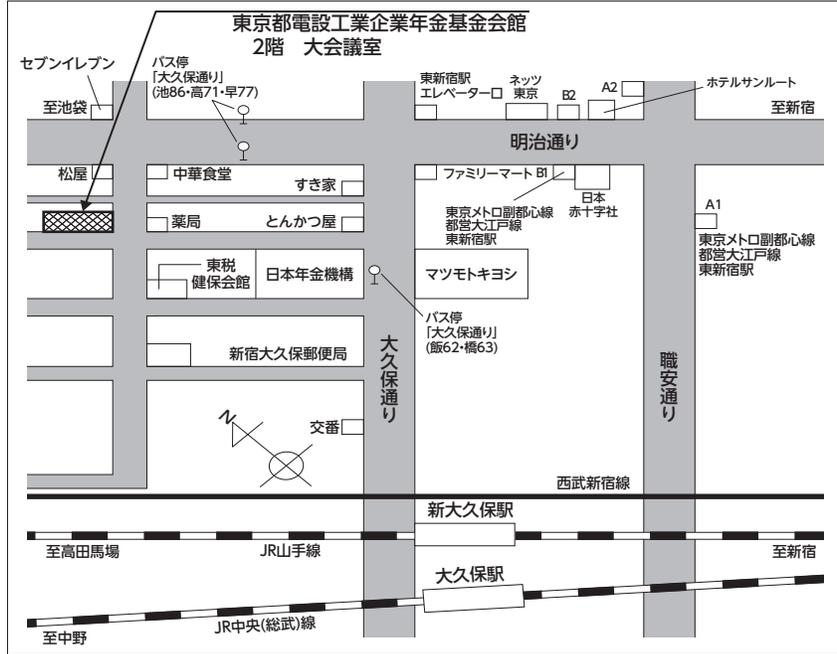
番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	ミヤザキ タダシ 宮崎 貞 (1945年2月21日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1967年4月 警察庁 奉職 1977年5月 経済協力開発機構（OECD、パリ）に出向 1982年4月 内閣官房内閣調査官 1985年3月 警察庁警備局警視長にて退官 1986年4月 社会システム研究所長 1992年4月 帝京大学国策研究所教授 1996年8月 安全工学株式会社代表取締役(現任) 2015年3月 当社 取締役(現任) 2018年2月 株式会社ブイシंक社外監査役（現任） 現在に至る	一株
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>宮崎 貞氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり警察機構に奉職し、退官後は学識経験者としても幅広く活躍しており、その豊富な識見に基づき、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。</p>			
7	ミヤザワ タダシ 宮沢 忠彦 (1945年7月30日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1973年4月 検事任官（東京地方検察庁） 1997年9月 法務省官房施設課長 2000年6月 最高検察庁 2001年1月 富山地方検察庁 検事正 2002年10月 熊本地方検察庁 検事正 2004年4月 長野地方検察庁 検事正 2012年5月 日本公証人連合会 会長 2015年8月 弁護士登録 2015年9月 関谷法律事務所（現任） 2015年12月 当社 取締役(現任) 現在に至る	一株
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>宮沢 忠彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり検察官として奉職し、豊富な経験と識見を有しており、コンプライアンス面も含め当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者宮崎 貞、宮沢 忠彦の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者宮崎 貞氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。
4. 社外取締役候補者宮沢 忠彦氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は本議案において、宮崎 貞、宮沢 忠彦の両氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区大久保 2 - 8 - 3
東京都電設工業企業年金基金会館



交通

- JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩10分 (A1・A2)
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分 (B1・B2・エレベーター)
※A・Bは地下で通じております。
- 都バス：池86 (渋谷駅東口⇄池袋駅東口) 大久保通り下車、徒歩1分
早77 (新宿駅西口⇄早稻田) 大久保通り下車、徒歩1分
高71 (高田馬場⇄丸段下) 大久保通り下車、徒歩1分1分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。